

諮問日：平成30年9月10日（平成30年度（最情）諮問第38号）

答申日：平成31年2月22日（平成30年度（最情）答申第69号）

件名：司法修習生考試の答案採点謝金の支給調書等の一部開示の判断に関する件  
（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙1記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙2記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年6月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 支給金額等は、弁護士業を営む司法研修所弁護教官の事業に関する情報であるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当しない。
- 2 本件対象文書以外に支給金額の計算式等が記載されている文書が存在する。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、別紙2記載1の文書のうち裁判所職員の印影、支給対象者の住所、支給額、所得税、（税）差引支給額及び備考（振込口座等）並びに別紙2記載2の文書のうち支払金額である。これらの記載は、法5条1号に規定

する個人識別情報である。

苦情申出人は、支給金額等は弁護士業を営む司法研修所弁護教官の事業に関する情報であると主張する。しかし、司法修習生考試における答案採点事務は、考試委員会委員及び考査委員としての職務遂行の一部であり、弁護士として業務を行うものではないから、答案採点謝金は弁護士としての事業に対する対価に該当しない。

- 2 苦情申出人は、本件対象文書以外に支給金額の計算式等が記載されている文書が存在すると主張する。しかし、考試の答案採点謝金の支給金額の決定方法は、支給調書を起案し、所要の決裁を受けて具体的な支給金額等を決定する簡易な事務手続であるから、当該事務を遂行するために支給金額の計算式等を記載するなどした司法行政文書を作成する必要はない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年9月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 平成31年1月18日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は、別紙2記載1の文書のうち裁判所職員の印影、支給対象者の住所、支給額、所得税、(税)差引支給額及び備考(振込口座等)並びに別紙2記載2の文書のうち支払金額であることが認められる。このような記載内容を踏まえて検討すれば、本件不開示部分は法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、同号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。

苦情申出人は、支給金額等は同条2号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報である旨を主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明に

よれば、司法修習生考試における答案採点事務は、考試委員会委員及び考査委員としての職務遂行の一環としてされたものであって、弁護士として業務を行うものではないとのことであり、事業を営む個人の当該事業に関する情報とは認められない。

したがって、本件不開示部分は同条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、本件対象文書以外に支給金額の計算式等が記載されている文書が存在すると主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、考試の答案採点謝金の支給金額の決定方法は、支給調書を起案し、所要の決裁を受けて具体的な支給金額等を決定する簡易な事務手続であるから、当該事務を遂行するために支給金額の計算式等を記載するなどした司法行政文書を作成する必要はないとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められ、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙 1

- 1 第70期司法修習生考試の答案採点謝金の支給調書
- 2 第70期司法修習生考試の答案採点謝金の支給金額を決定する際に作成した文書

別紙 2

- 1 平成 29 年 12 月 28 日付け支給調書
- 2 平成 29 年 12 月 27 日付け「平成 28 年度（第 70 期）司法修習生考試の採点謝金について」で始まる文書